

令和 7 年度駒場自治会総会

令和 7 年 4 月 27 日 (日)
午前 9:30 ~ 11:30 予定
青少年宇宙科学館 視聴覚室

次 第

司 会 木村副会長

一、開 会		
二、会長挨拶		佐藤会長
三、議長選出		
四、議事		ページ
議案第 1 号 令和 6 年度事業報告		各 部 長 -2-
議案第 2 号 " 決算報告		西澤会計 -3-
議案第 3 号 " 災害対策積立金報告書		" -4-
議案第 4 号 " 監査報告		佐藤監事 -5-
議案第 5 号 令和 7 年度事業計画 (案)		各 部 長 -6-
議案第 6 号 " 予算 (案)		西澤会計 -7-
議案第 7 号 駒場自治会会則改正 (案)		佐藤会長 -8-
議案第 8 号 任期満了に伴う本部委員選任		議 長 -14-
五、議長退任		
六、その他		
(1) 新役員紹介		新 会 長
本部役員 班長 組長		
民生委員・子供会会長 (領家駒場子供会、駒場 2 丁目子供会)		
(2) 会費徴収について		新 会 計
(3) 浦和区自治連合会「地域安全に関する協定」		J:com
(4) その他・連絡事項・質問等		
七、閉会のことば		新副会長

【連絡事項】

※組長さんは総会終了後、班長さんから会費徴収の書類を受け取ってください。

I. 会費の徴収について

◎各組長さんは、5 月 11 日 (日) 頃までに「会費」及び「会員名簿」を各班長さんまでお届けください。

◎班長さんは以下の役員会の時に、各組の「会費」及び「会員名簿」を一括して提出できるようにご用意ください。

第 1 回役員会議(班長出席)

令和 7 年 5 月 18 日(日)午前 9 時 30 分から 青少年宇宙科学館、3 階多目的室

令和 6 年度事業報告

■総務・広報部

総会	4月21日(日)	青少年宇宙科学館・視聴覚室
臨時総会	6月2日(日)	青少年宇宙科学館・視聴覚室
第一回役員会議	6月30日(日)	青少年宇宙科学館・3F多目的室1
班長・組長会議	10月20日(日)	青少年宇宙科学館・視聴覚室
第二回役員会議	2月16日(日)	青少年宇宙科学館・3F多目的室1
第三回役員会議	3月23日(日)	青少年宇宙科学館・3F多目的室1
本部委員会	毎月下旬	
毎月末 行事などのポスター掲示・回覧の発行・ホームページの更新		

■防災部・防犯部

- 消火器・ボックスの点検管理
 - ・2班産業道路沿いに1か所新規設置(総計41か所)
- 令和6年度 防災部の活動計画
 - ・駒場体育館避難場所運営訓練 11月30日(日) 本部委員、班長計21名参加
 - ・防犯・防災合同パトロール(毎月第三木曜日 12回実施 延参加人数58名)

■交流部

- ・フリーマーケット
 - (キッズフリマ共催)
 - 場所：蓮昌寺駒場児童遊園
 - 実施日：10月27日(日) 衆議院選挙と重なる
 - 区画数：40区画(内23区画がキッズ)
 - 延参加人数：およそ150人

■環境部

- ごみゼロ運動実施
 - ・市、区との連携 子ども会と共催
 - ・(春)さいたま市主催「ごみゼロキャンペーン月間」として分散型清掃活動(5月25日～6月23日の間で自主参加)
 - ・(秋)浦和区主催 11月10日(日) 9時～10時 延参加人数 170名
- 古紙回収実施
 - ・毎月第四土曜日 計12回実施 総量19,660kg 補助金も併せ127,150円
- その他
 - ・組立式ごみケージ整備 破損による交換1ヶ所、新設1ヶ所

■地域行事

- ・敬老行事 9月16日(祝) 敬老(75歳以上)祝い品配付 対象者204名
- ・赤い羽根共同募金運動、青少年育成事業(小学校2校)、見守り世帯訪問活動
- ・南箇公民館30周年記念事業
- ・道祖土小学校50周年記念式典

令和 6 年度 一般会計収支決算報告

(自 令和 6 年 4 月 1 日～至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位＝円)

収 入 の 部			
科 目	予 算	決 算	摘 要
前年度繰越金	1,452,313	1,452,313	
会 費	1,237,000	1,181,409	基本戸数 630戸
助 成 金	850,000	1,007,800	自治会運営補助金・助成金
雑 収 入	60,687	38,325	古紙回収・祝儀等
合 計	3,600,000	3,679,847	

支 出 の 部			
目	予 算	決 算	摘 要
総 務 費	300,000	208,750	傷害保険料、保管料等
会 議 費	100,000	25,319	各種会議会場費、会議資料等
通 信 費	200,000	109,143	サーバー費用、自治会スマホ使用料等
役 員 活 動 費	230,000	197,000	役員、班長、組長の活動費用
慶 弔 見 舞 金	700,000	571,816	敬老記念品、香典
消 耗 品 費	50,000	9,726	事務用品等
交 際 費	50,000	0	各種団体との交流会費用
衛 生 費	180,000	126,617	カラス除けネット、クリーンデー費用等
行 事 費	150,000	124,182	フリーマーケット等
防 犯 ・ 防 災 費	200,000	63,248	防犯、防災用品等
青 少 年 育 成 費	120,000	98,420	子供会助成金、地区会負担金
会 費 ・ 寄 付 金	400,000	358,260	共同募金、社会福祉協議会等の各種団体
雑 費	50,000	21,469	振込手数料、コピー代等
予 備 費	870,000	0	
小 計	3,600,000	1,913,950	
次年度繰越金		1,765,897	
合 計	3,600,000	3,679,847	

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位＝円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	51,485	次年度繰越金	1,765,897
普 通 預 金	1,714,412		
合 計	1,765,897	合 計	1,765,897

※ 普通預金取扱銀行 武蔵野銀行 北浦和支店

災害対策積立金報告

(令和 7年 3月31日現在)

定期預金残高 5,628,438円

定期預金利息 95円

積立金合計 5,628,533円

※ 定期預金取扱銀行 武蔵野銀行 浦和支店

監 査 報 告 書

駒場自治会の令和6年度会計決算について、金銭出納簿、仕訳帳および現金、普通預金通帳、定期預金通帳、領収書等の証明書類と照合した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 7 年 4 月 1 1 日

監事 笠 原 光 見



監事 佐 藤 操

令和 7 年度事業計画 (案)

■総務・広報部

総 会： 4月27日(日) 青少年宇宙科学館・視聴覚室

第一回役員(班長)会議

： 5月18日(日) 会費徴収など、青少年宇宙科学館・3F多目的室1

第二回役員(班長)会議

： 10月19日(日) 青少年宇宙科学館・視聴覚室

第三回役員(班長)会議

： 3月22日(日) 青少年宇宙科学館・3F多目的室1

本部委員会議：毎月下旬 自治会行事などの検討・策定、ポスター掲示・回覧の配布・ホームページの更新

■防災部・防犯部

○消火器収納箱の点検・管理

○消火器使用期限満了消火器交換(2ヵ年継続事業)

○令和7年度 防災活動計画

・ 駒場体育館避難場所運営訓練(11月、実施日は未定)

・ 本太中学校避難場所運営訓練(リニューアル工事中のため実施日は未定)

・ 防犯・防災合同パトロール(毎月第3木曜日 蓮昌寺駒場児童遊園集合)

■交流部

・ 夏祭り(スイカ割り、野菜即売会など)

場 所：蓮昌寺駒場児童遊園

時 期：7月27日(日) 予定

・ フリーマーケット

場 所：蓮昌寺駒場児童遊園

時 期：10月26日(日) 予定

区画数：50区画

出店者：駒場地区及び近隣地区

■環境部

○古紙回収活動

・ 毎 月：第四土曜日

○ごみゼロ運動実施 さいたま市、浦和区との連携、子ども会と共催

・ (春) さいたま市：「ごみゼロキャンペーン月間」分散型清掃活動

6月15日(日) 9時～10時(本太5丁目自治会と共催)

・ (秋) 浦和区：毎年11月第二日曜日

11月9日(日) 9時～10時

○ごみステーション整備

・ カラス除けネット点検、管理

・ カラス除けネット破損等による交換または修繕

■共催行事(民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、日本赤十字社)

・ 敬老行事 9月15日(祝) 75歳以上の会員世帯に敬老祝い品配付

・ 赤い羽根共同募金共催、青少年育成活動、見守り世帯訪問活動

令和7年度 予 算 (案)

(令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日)

【総 括】

(単位=円)

項 目	令和6年度予算	令和7年度予算	増 減	摘 要
収 入	3,600,000	3, 8 5 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0	
支 出	3,600,000	3, 8 5 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0	
差 引 額	0	0	0	

【収 入 の 部】

(単位=円)

科 目	令和6年度予算	令和7年度予算	増 減	摘 要
前年度繰越金	1,452,313	1, 7 6 5, 8 9 7	3 1 3, 5 8 4	
会 費	1,237,000	1, 2 0 0, 0 0 0	▲ 3 7, 0 0 0	基本戸数 6 5 0 戸
助 成 金	850,000	8 5 0, 0 0 0	0	各種助成金、補助金
雑 収 入	60,687	3 4, 1 0 3	▲ 2 6, 5 8 4	古紙回収、祝儀等
合 計	3,600,000	3, 8 5 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0	

【支 出 の 部】

(単位=円)

科 目	令和6年度予算	令和7年度予算	増 減	摘 要
総 務 費	300,000	3 0 0, 0 0 0	0	傷害保険料、保管料等
会 議 費	100,000	1 0 0, 0 0 0	0	総会、役員会等の費用
通 信 費	200,000	1 5 0, 0 0 0	▲ 5 0, 0 0 0	サーバー、スマホ費用
役員活動費	230,000	2 3 0, 0 0 0	0	役員の活動費等
慶弔見舞金	700,000	7 0 0, 0 0 0	0	敬老記念品、慶弔費等
消耗品費	50,000	5 0, 0 0 0	0	事務用品等
交 際 費	50,000	5 0, 0 0 0	0	協議会、自治会と交流
衛 生 費	180,000	1 5 0, 0 0 0	▲ 3 0, 0 0 0	生ゴミネットの購入等
行 事 費	150,000	3 0 0, 0 0 0	1 5 0, 0 0 0	フリマ、夏祭り等
防犯・防災費	200,000	2 5 0, 0 0 0	5 0, 0 0 0	防犯・防災用品等
青少年育成費	120,000	1 2 0, 0 0 0	0	子ども会、地区会助成
会費・寄付金	400,000	4 0 0, 0 0 0	0	共同募金、福祉協議会
雑 費	50,000	5 0, 0 0 0	0	振込手数料、コピー代
予 備 費	870,000	1, 0 0 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0	
合 計	3,600,000	3, 8 5 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0	

駒場自治会会則（案）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本自治会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、本会則を定める。

- (1) 会員相互の親睦活動に関する事。
- (2) 自治会に関わる専門的な活動に関する事。
- (3) ごみの減量、リサイクルなど環境保全に関する事
- (4) 防災、防犯及び交通安全に関する事
- (5) さいたま市及びその他の関係団体との連絡調整に関する事。
- (6) その他、会の目的達成に必要と認められる事。

（名称及び事務局）

第 2 条 本会は、駒場自治会（以下「会」とする）と称し、事務局を会長宅に置く。

（区域）

第 3 条 会の区域は、さいたま市浦和区駒場 1 丁目及び 2 丁目とする。

第 2 章 組 織

（会員）

第 4 条 本会の会員は、第 3 条に定める区域に住所を有する者、及び隣接する区域で特に希望する者、法人、事業所の管理者、代表者とこれに準ずる者で本会の趣旨に賛同する者とし、**本会への入会、脱会は妨げないものとする。**

- 2 会員は、世帯等を単位として申告により入会する。
- 3 法人、事業所は賛助会員とし、原則として議決権は有しないものとする。
- 4 会員は、会から委嘱を受けた場合は会の運営に協力する。

（班及び組）

第 5 条 円滑な運営を図るため適宜「組」を組織し、「組」を代表する組長、副組長を置くと共に組と事務局との円滑な連絡を図るため、複数の組をまとめて「班」を作り班長を置く。

- 2 班長、組長等の選出は、会長が各組に委嘱する。
- 3 班長、組長は協力して「会員名簿」を作成し、**自治会活動、災害時の緊急連絡のため事務局が管理する。**
- 4 班長、組長の任期は 1 年とするが**再任は妨げない**。職務を遂行できない事情が生じた場合は、適宜当該の班・組で対応する。
- 5 組長、班長の選任の際、高齢者及び心身の障害等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。
- 6 班および組の区画は**当該者の中で定め、事務局へ届ける。**
- 7 班長、組長は各担当の班、組の会議を開くことができる。

（専門部）

第 6 条 会に次の専門部を置き、会で行う専門的な活動を企画・執行する。

- (1) **総務広報部** 会の総合的な運営の円滑化を図るとともに、広報機関紙の発行やホームページの維持管理を行う。
- (2) **環 境 部** 会の環境整備、改善に関する企画及び事業を実施する。

- (3) 防災防犯部 防災活動の企画及び事業の実施、自主防災会の編成及び地域の防犯防災活動の企画及び事業の実施・情報収集を行う。
- (4) 交 流 部 地域の交流活動の企画及び事業を実施する。
- 2 専門部の部員は本部委員会により人選し、次の役員会または総会で承認を得るものとする。
- 3 会に新規事項が発生した場合は、必要に応じ新たな専門部を設け又はその必要が無くなった場合は統廃合し、次の総会で承認を得るものとする。

第3章 本部委員

(本部委員)

第7条 会に、次の本部委員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 | (4) 会 計 | 2 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 | (5) 監事 | 2 人 |
| (3) 書 記 | 2 人 | (6) 専門部長 | 若干名 |

(本部委員、専門部長の選任)

第8条 本部委員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事は会長、副会長及び会計ならびに書記と相互に兼ねることはできない。
- 3 各専門部長は原則、会長が本部委員の中から任命し兼務させる。
- 4 会長が必要と認めた場合は専門部員の中から専門部長を選任し、次の役員会または総会で 承認を得るものとする。

(本部委員の職務)

第9条 会長は、会を代表し会務を統括する。また必要に応じ本会則の細則を設けることができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、**会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。**
- 3 書記は、会務を記録する。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。
- 6 本部委員は、会の運営に係る連絡事項、回覧物等必要に応じ班長、組長へ伝達、配布する。

(本部委員の任期)

第10条 本部委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 会は、本部委員の辞任その他の理由により欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 本部委員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

第4章 役 員

(役員)

第11条 役員は、本部委員、専門部長、班長で構成する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、本部委員及び専門部長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

(総 会)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、会長が招集し**会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。**

3 会員は、出席できない場合は委任状の提出をもって出席に代えることができる。

4 定期総会は年1回、4月に開催する。

5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に会長が招集し開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上の請求があったとき。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を承認、議決する。

(1) 事業計画及び報告など事業運営の基本的事項に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 役員の選任、解任に関すること

(4) その他、会の運営に関する必要事項

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の3分の2以上の同意をもって議決する。

(書面票決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面(委任状)をもって評決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。

(総会の議事録)

第18条 書記は、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し5年間保管しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者数(委任状を含む)及び現在会員数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及び結果

2 議事録には議長及び会長又は代行者が署名押印する。

(役員会)

第19条 役員会は、本部委員、専門部長、班長で構成された総会に準じた組織で、必要が生じた時に会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 運営、承認、議決等に関しては、総会に準ずる。

(本部委員会)

第20条 本部委員会は、監事以外の委員をもって構成する。

2 本部委員会は、会長が必要と認めるとき会長が招集する。

3 本部委員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 本部委員会は、次の事項を委員の過半数の賛成で議決する。賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(1) 総会、役員会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 5 急を要する事項、細則の追加変更に関する事項は本部委員会で専決し、次の役員会又は総会で承認を受ける。

(専門部会)

第 21 条 専門部会は各専門部員で構成し、所管する専門の事項を企画、執行する。

- 2 専門部会は、各専門部長が必要と認めるとき招集する。
- 3 専門部会の運営は本部委員会に準ずる。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 22 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(運営経費)

第 23 条 会の運営に要する経費は、会費、補助金、助成金、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

(会費の徴収)

第 24 条 会の会費は会員世帯又は賛助会員を単位に年度の初めに徴収する。

- 2 会費の金額、徴収方法に関しては細則に定める。
- 4 特別な事情がある場合は、細則にてらし徴収を免除することがある。

(会計監査)

第 25 条 監事は会計年度終了後、会計監査を行い総会において報告しなければならない。

第 7 章 会則の改廃

(会則の制定改廃)

第 26 条 この会則の制定改廃は総会において議決を必要とし、出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 8 章 災 害 対 応

(災害対応)

第 27 条 災害等による緊急事態が発生した場合は、会長は役員らと協力のうえ、援助物資の配布・情報収集など緊急対応をとることができる。なお、事後の直近の役員会、又は総会で対応状況を報告する。

第 9 章 雑 則

(帳票、帳簿類の整備)

第 28 条 会には、会則、会員名簿、議事録、金銭出納簿、収支証票綴り及び備品台帳を備え 5 年間保存しなければならない。

(諮問)

第 29 条 会長は、総会に諮って顧問、相談役を委嘱することができる。顧問、相談役は重要な会務について会長の諮問に答える。

(慶弔金、祝品)

第 30 条 慶弔金、祝品等の規定は細則に定める。

附則 この会則は、平成 30 年 4 月 29 日から施行する。

附則 この会則は令和 7 年 4 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

駒場自治会会則に係わる細則（案）

本細則は駒場自治会会則（以下「会則」という）第9条に定めるところにより、以下のとおり運営上の取り決めを定める。

（班長の役割）

- I 会則第5条第2項に定める委嘱を受けた班長は、次の役割を負う。
- a 定期総会、臨時総会、役員会への出席、ならびに諸行事等へ参加
開催の案内はその都度、会事務局から通知される。
 - b 自治会費・会員名簿の取りまとめ
組長が徴収した自治会費・組の会員名簿を取りまとめ、会事務局に提出する。
 - c 回覧物などの仕分け、配布
毎月、また不定期に配布される回覧物等を受取り、必要部数を速やかに組長宅に配布する。
 - d その他
 - ①毎月定期日の古紙回収を推進する。
 - ②班長は、会の専門部会に所属して「総務広報」、「環境」、「防災防犯」、「交流」の役割を分担し、その任に就く。
 - ③会が主催・共催する行事に実行委員としてこれを実施する。
 - ④会員の慶弔事には、会から慶弔金品を給付するため班長は、慶弔事の情報があったときは、会長に報告する。
 - ⑤組長からゴミ集積所のネットや箒が必要との連絡を受けたときは、環境部長に連絡を取り、自治会在庫の確認を依頼し、指示を受ける。

（組長の役割）

- II 会則第5条第2項に定める委嘱を受けた組長は、次の役割を負う。
- a 組長は班長を補佐して組内の連絡調整にあたる。副組長は組長を補佐すると共に、組長不在の場合はこれを代行する。
 - b 会の定期総会、臨時総会への出席、ならびに行事等への参加
 - c 自治会費の徴収
組長は、会計年度当初に会員から自治会費を徴収すると共に、組の会員名簿をまとめ班長に提出する。
 - d 回覧物等の配布
毎月、また不定期に班長から配布される回覧物等は、部数など内容を確認し速やかに会員宅に配布する。
 - e その他
 - ①毎月定期日に、班長を補佐して古紙回収の推進に協力する。
 - ②組の会員に慶弔事の情報があったときはには、会から慶弔金品の給付があるため、班長に報告する。
 - ③組の会員からゴミ集積所のネットや箒が必要との要望があった場合には、班長に連絡し、指示を受ける。

（会費の額）

- III 会則第24条に定める会費の額は、次のとおり定める。
- a 会費は年額1,800円とする。
 - b 年度の途中で入会する場合の会費は、入会した翌月から年度末までの月数分に月額150円を乗じた額とする。
 - c 会員が年度の途中で退会した場合、既に納めた自治会費は返却しない。
 - d 自治会費の徴収対象は、世帯に対して行う。
 - ①世帯とは住民票に基づき生活を共にする単位をいう。

- ②「生活を共にする」とは原則として玄関、食事、並びに電気等のメーターを共に利用するものを基準とし、疑義がある場合には実情を勘案の上、会長が決定する。

(慶弔金、祝品の額及び種類)

IV 会則第 30 条に定める慶弔金、祝品は、会員及び会員と同居している親族に給付し、会員からの申告によって給付する。また、会員及びその親族は、この規定による慶弔等に関する金品等への返礼を行わないものとする。

a 種類、金額ならびに対象となるものは次のとおりとする。

(1)敬老祝品

会員の世帯主又は同居している者が満 75 歳以上で「敬老の日」を迎えたとき世帯主に
..... 1,200 円相当の品

(2)敬老祝金

会員の世帯主又は同居している者が満 100 才となり最初に到来する「敬老の日」を迎えたとき
..... 10,000 円

(3)弔慰金

①会員の世帯主及びその配偶者が死亡したとき 5,000 円

②会員と生活を共にしている者が死亡したとき 3,000 円

附則 この細則は、平成 30 年 10 月 28 日から施行する。

附則 この細則は令和 7 年 4 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

駒場自治会令和7年度役員（案）

会 長	佐藤雅一	(4班15組)
副会長	木村 勝	(4班15組)
副会長	井出洋一	(4班15組)
副会長	古谷洋子	(5班17組)
書 記	小野田英明	(6班20-1組)
書 記	三上富士夫	(6班20-1組)
会 計	西澤志郎	(7班23組)
会 計	高橋浩之	(5班19組)
監 事	笠原光見	(7班25組)
監 事	佐藤 操	(6班21組)
防災・防犯部長	木村 勝	(4班15組)
交流部長	井出洋一	(4班15組)
環境部長	古谷洋子	(5班17組)
(防災)	1班班長	井上健吾 (1班1-1組)
(交流)	2班班長	中村真 (2班5組)
(環境)	3班班長	伊藤広和 (3班12組)
(防災)	4班班長	金子正子 (4班14組)
(防犯)	5班班長	高橋信一 (5班19組)
(環境)	6班班長	岡田翔 (6班21組)
(交流)	7班班長	長瀬祐樹 (7班25組)
(防災)	8班班長	松本真理子 (8班26-1組)
(防犯)	9班班長	増永真史 (9班31組)
(交流)	10班班長	平山恵子 (10班34組)
(環境)	11班班長	馬場広和 (11班39組)
駒場・領家 子ども会会長	矢澤有沙	(5班18-1組)
駒場2丁目 子ども会会長	三上杏菜	(9班30組)
地域事業関係団体		
民生委員	矢部睦子	(6班20-2組)
民生委員	佐藤 操	(6班21組)

駒場自治会班長・組長名簿

(令和7年4月1日)

班	班長	組	組長	副組長	備 考
1	井上 健吾 (1班1-1組)	1-1	根岸 勇二	高野 信二郎	
		1-2	古川 雄也	鈴木 裕一	
		2	井上 一博	渡邊 泉	
		3	伊東 達郎	坂口 央	
		4	井上 隆司	清水 明彦	
2	中村 真 (2班5組)	5	中村 真	川島 大輔	
		6	豊島 一人	村上 寛	
		7	山神 雅貴	伊藤 紀史	
3	伊藤 広和 (3班12組)	9	中田 健二	江原 俊行	
		10	橋本 孝	原田 賢介	
		11-1	佐藤 和之	安西 武	
		11-2	荒井 和久	川田 浩	
		12	伊藤 広和	半田 淳	
4	金子 正子 (4班14組)	13	森 孝志	大根 一泰	
		14	二見 修康	田口 正二	
		15	渡邊 浩夫	佐藤あけみ	
		16	藤中 裕義	互井 敏裕	
5	高橋 信一 (5班19組)	17	小堀 敬郎	柿沼実根子	
		18-1	古田 秀明	大山 誠	
		18-2	尾坂 陽平	斉木 崇吉	
		19	高橋 信一	粕川 律	
6	岡田 翔 (6班21組)	20-1	山根 浩和	蓮沼 孝行	
		20-2	竹林 優磨	木立 一夫	
		21	松本 寛史	岡田 翔	
		22	名取 篤	荒尾 幸広	
7	長瀬 祐樹 (7班25組)	23	山岸 泰之	矢葺 泰弘	
		24-1	鎌田 皓介	李 裕亮	
		24-2	菅野 勇太	村木 大樹	
		25	野田かおり	柳 静子	
8	松本 真理子 (8班26-1組)	26-1	松本真理子	小林 裕介	
		26-2	馬汗 和香	小澤 亮介	
		27	木村 幸太	岸 邦治	
		28	海老原 良	増永 哲士	
9	増永真史 (9班31組)	30	廣江 一馬	今木 巧介	
		31	増永 真史	寺井 恵美	
10	平山 恵子 (10班34組)	32			
		33	茂木 重一	鈴木 大輔	
		34	平山 恵子	秋本 文江	
		35	岡村えりな	島村 智幸	
		36	数井 智	倉林 裕子	
11	馬場 宏和 (11班39組) レクセルガーデン 浦和駒場	37	小野寺 順		
		38	紅林 真之		
		39	馬場 宏和		
		40	目黒 亜紀		
		41	小林 一樹		
		42	村松 和則		
12	ブランシエラ浦和駒場				

駒場自治会 班・組割図

瀬ヶ崎

立本太中学校
本太中学校

駒場体育館

青少年宇宙科学館

蓮昌寺

駒場二丁目

駒場一丁目

原山
2丁目

